

一般社団法人 大分県建築士事務所協会
建築物耐震判定業務実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、一般社団法人 大分県建築士事務所協会耐震判定会運営要領の規定に基づき、一般社団法人 大分県建築士事務所協会（以下「事務所協会」という）が行う、既存建築物の耐震診断及び耐震改修の計画（以下「耐震診断等」という）に係る判定業務の実施について必要な事項を定めるものとする。

(耐震診断等の判定の申請)

第2条 運営要領第2条第1号の判定は、建築物の所有者又は所有者より依頼を受けて耐震診断等を行った者等の申請に基づいて行う。

2 前項の申請をしようとする者（以下「申請者等」という）は、耐震診断等判定申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添付し、正本1部を事務所協会へ提出するものとする。

- (1) 判定を受けようとする耐震診断書又は耐震改修計画書
- (2) 耐震診断等の根拠とした既存建築物の現況に関する調査書

(耐震判定会の実施)

第3条 前条の申請があった時は、事務所協会は、申請に係る耐震診断等適否を判断するため運営要領第4条に定める耐震判定会を開催することとし、申請者等に、その期日を通知するものとする。

- 2 耐震判定会委員長は、判定のため必要があるときは、耐震診断等を行った者に対して資料の提出を求め、又は耐震判定会等において説明を求める事が出来る。
- 3 耐震判定会委員長は、耐震診断等がより適正なものとなるよう、必要な助言を行うものとし、必要に応じて申請者等に対し、相当の期限を定めて耐震診断等の修正を求める事が出来る。

(耐震判定書の交付)

第4条 耐震判定会において、耐震診断等が適正と認められた時は、事務所協会は、所有者に耐震判定書（第2号様式）を交付するものとする。

2 事務所協会は、申請者等が理由なく前条第2項及び第3項の求めに応じないため耐震判定書を交付出来ない時は、申請者に対し文書をもって、その旨を通知するものとする。

(補則)

第5条 その他、この要領の施行について必要な事項は事務所協会の会長が別に定める。

附則 この要領は、平成22年7月1日から施行する。

附則 この要領は、平成25年4月1日から施行する。